

本学の課程を卒業するために修得しなければならない要件は、学則に記してありますが、その要点は下記のとおりです。 教育課程の概要説明と科目の配当年次をよく理解したうえで、計画的に履修するようにしてください。 なお、開講年度については、一部変更することがあります。

- ① 2か年以上本学に在学すること。(学則 第3条)
- ② 以下の単位を在学中に修得しなければならない。(学則 第24条)

総合生活学科

教養科目 12単位以上

専門科目 50単位以上 計62単位以上

食物栄養学科

教養科目 12単位以上

専門科目 50単位以上 計62単位以上

幼児教育学科

教養科目 12単位以上

専門科目 50単位以上 計62単位以上

- ③ 各授業科目の単位数は、学則第20条の基準によって算定される。
- ④ 毎学期初めに、学生は修得しようとする授業科目を学長に届け出なければならない。(学則 第21条)